

- (1) 区域区分日前から市街化調整区域に存する元世帯の住む住宅に、同居している(していた)者
 (2) 区域区分日以後に市街化調整区域で建築された元世帯の住む住宅に、通算して10年以上同居している(していた)者

※ 親族とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族のことをいう（民法第725条）。
 同居とは、単に同じ家に居住していることではなく、同一世帯構成員（住民票等で確認）として同居することをいう。

「区域区分日前所有地」の解説

- ① 区域区分日前から所有している土地
 - ② 区域区分日前日の所有者から相続等した土地
(直系尊属から相続等をする事が確実なものを含む。)
 - ③ 区域区分日前日の所有者から相続等(複数回も可)により土地を取得した者から相続等した土地
(直系尊属から相続等をする事が確実なものを含む。)
- で、**規則で定める土地**

※ 取得したとは、所有権を登記したことをいう。
 相続等を複数回重ねても対象となるが、それぞれの相続等は、直系尊属又は2親等以内の親族間に限る。

「規則で定める土地」とは

- (1) 申請者が区域区分日前から所有している土地
 - (2) ① 区域区分日前所有者
 - ② ①の $\left\{ \begin{array}{l} \text{直系卑属} \\ \text{2親等以内} \\ \text{の親族} \end{array} \right\}$ である相続人
- の $\left\{ \begin{array}{l} \text{直系卑属} \\ \text{2親等以内} \\ \text{の親族} \end{array} \right\}$ である申請者が相続等した土地
- (直系尊属から相続等をする事が確実なものを含む。)

相続人等＝相続等によりその土地を取得した者（複数回の相続等による取得も可）
(地位を承継)

※ 相続等を複数回重ねても対象となるが、それぞれの相続等は、直系尊属又は2親等以内の親族間に限る。

【結論】

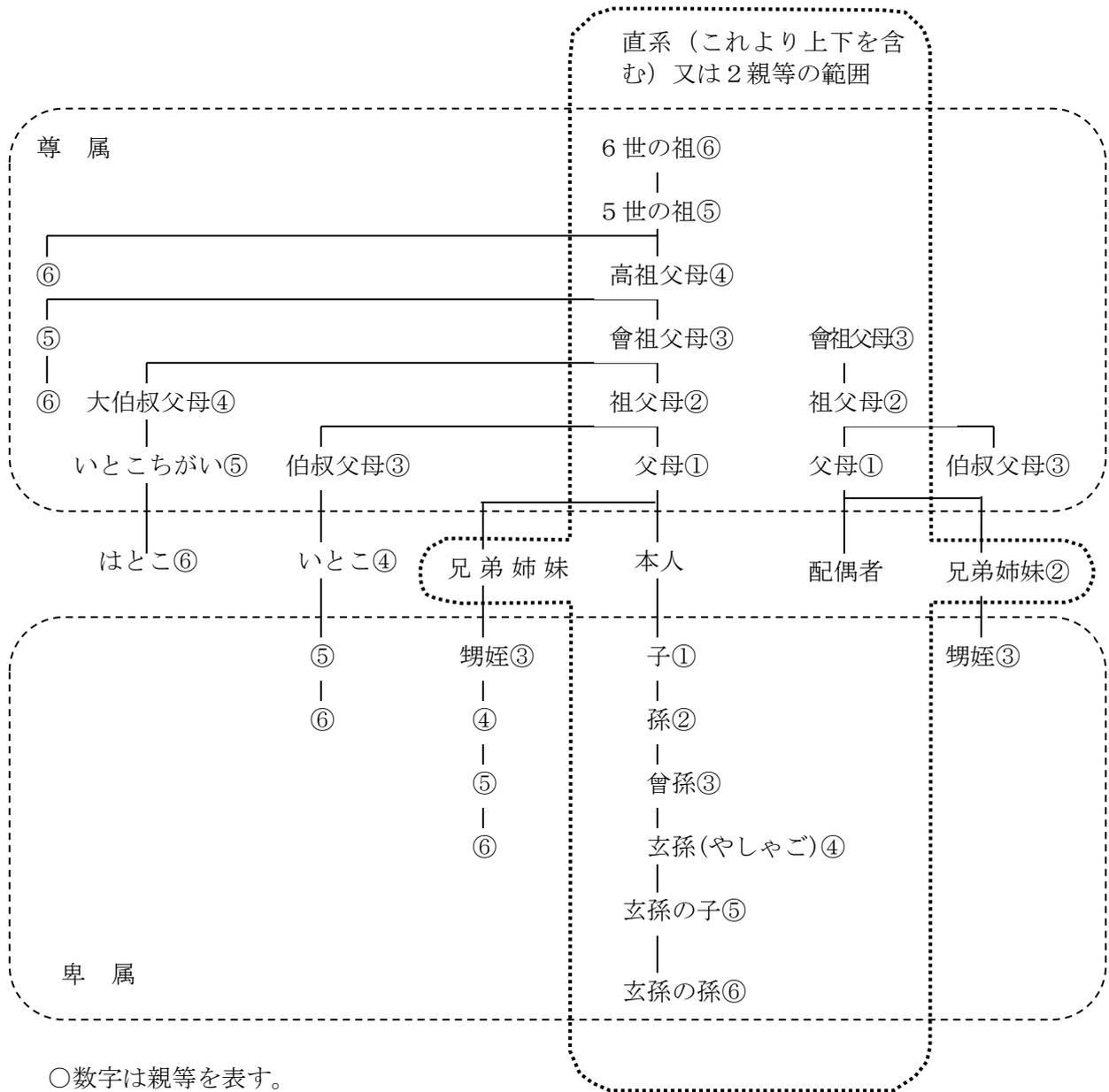
「区域区分日前所有地」とは、

- ① 申請者が区域区分日前に所有し、現在も所有している土地
- ② 区域区分日前の所有者(申請者の直系尊属か2親等以内の親族に限る。)から相続等をした土地
- ③ 区域区分日前の所有者(申請者の直系尊属に限る。2親等以内の親族は含まない。)から相続等をする事が確実な土地
- ④ 区域区分日前の所有者(相続等した者の直系尊属か2親等以内の親族に限る。)から相続等(複数回も可)した者(申請者の直系尊属か2親等以内の親族に限る)から相続等した土地
- ⑤ 区域区分日前の所有者(相続等した者の直系尊属か2親等以内の親族に限る。)から相続等(複数回も可)した者(申請者の直系尊属に限る。2親等以内の親族は含まない。)から相続等する事が確実な土地

※ 相続等を複数回重ねても対象となるが、それぞれの相続等は、直系尊属又は2親等以内の親族間に限る。

(参考1)

【親族の範囲】



血族

姻族

【用語の解説】

- ・尊属：親等上の父母と同列かそれより上位の系統に位置する者。父母、祖父母、伯叔父母等
- ・卑属：親等上の子と同列かそれより下位の系統に位置する者。子、孫、甥姪等
- ・直系：父祖から子孫への親子の関係でつながる系統
- ・親族：6親等以内の血族、配偶者及び3親等内の姻族

<注> それぞれの配偶者の親等は同じである（例：3親等の配偶者は3親等である。）

縁組による養子は、縁組みの日から養親の子として取り扱う。

（この場合は、実親とその血族との親族関係は継続する。ただし、実親とその血族との親族関係が終了する養子縁組（「特別養子」という。）の場合を除く。）